

平成 30 年 4 月 27 日版

新県立体育館整備事業

実 施 方 針

2018年2月

滋 賀 県

はじめに

滋賀県（以下、「県」という。）は、新県立体育館整備事業（以下、「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力および技術的能力の活用を図り、民間と行政のパートナーシップのもとで、本事業を効率的・効果的に推進するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを検討している。

本事業に関し、PFI法に基づく特定事業の選定および特定事業を実施する事業者（以下、「選定事業者」という。）の選定を行うに当たって、PFI法第5条第1項の規定により実施方針を定めたので、同条第3項に基づき、次のとおり公表する。

2018年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

目 次

1 特定事業の選定に関する事項	1
(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 特定事業の選定および公表に関する事項	6
2 民間事業者の募集および選定に関する事項	8
(1) 事業者選定に関する基本的事項	8
(2) 募集および選定に係る想定スケジュール	9
(3) 募集および選定手続き等	10
(4) 入札参加者の備えるべき参加資格要件	12
3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
(1) 基本的な考え方	18
(2) 予想されるリスクと責任分担	18
(3) 県による事業の実施状況の監視（モニタリング）	18
(4) 事業終了後の措置	19
4 公共施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項	20
(1) 立地条件	20
(2) 施設構成の概要	20
5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	21
(1) 基本的な考え方	21
(2) 管轄裁判所の指定	21
6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	21
(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合	21
(3) 金融機関（融資団）と県の協議	21
7 法制上および税制上の措置ならびに財政上および金融上の支援に関する事項	22
(1) 法制上および税制上の措置に関する事項	22
(2) 財政上および金融上の支援に関する事項	22
(3) その他の支援に関する事項	22
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	22
(1) 議会の議決	22
(2) 応募に伴う費用負担	22

(3) 情報公開および情報提供	22
(4) 本事業において使用する言語、通貨単位等	23
(5) 問合せ先	23

別紙 リスク分担表

様式第 1 号 実施方針等説明会参加申込書

様式第 2 号 実施方針等に関する質問書

様式第 3 号 実施方針等に関する意見書

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

新県立体育館整備事業

イ 事業に供される公共施設の種類等

名称：滋賀県新県立体育館（正式には、本施設の設置および管理に関する条例で決定）

種類：体育館

ウ 公共施設の管理者

滋賀県知事 三日月大造

エ 事業の目的

滋賀県では、2024年に開催が予定されている第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会を契機として、スポーツ・健康づくりの拠点整備を目指して、老朽化が進むウカルちゃんアリーナ（現県立体育館）を、びわこ文化公園都市内に移設整備することとした。

平成29年3月に策定した新県立体育館施設整備基本計画（以下、「体育館基本計画」という。）においては、上記の方針を受けて、新県立体育館の施設内容、諸室構成・規模などを検討するとともに、多様な施設が集積するびわこ文化公園都市の強みを活かし、周辺の大学・機関等との連携等を含めて県民がより利用しやすく、県域に効果を発現する施設となるよう、効率的な施設整備手法の導入を含め、検討を行った。

本事業について、県はPFI法に基づく事業として実施することを検討している。新県立体育館（以下、「本施設」という。）の設計、建設、維持管理および運営を一体的に実施することにより、民間事業者の創意工夫が発揮され、公共サービスの質の向上や財政負担の軽減が図られることを期待する。

オ 本施設の基本方針

選定事業者は、体育館基本計画に基づき、本施設を整備すること。

（体育館基本計画より）

(ア) スポーツ・健康づくり拠点整備の基本コンセプト

- ・すべての県民がスポーツに参画し健康づくりに取り組むとともに、さまざまな交流や連携を通じて、元気で豊かな生活と滋賀を創造する県域の拠点を目指す。

(イ)基本方針

- ・「新しい滋賀の魅力をつくる文化・スポーツ戦略」推進の拠点にふさわしい、県民のスポーツ・健康づくり、文化活動の中核施設
- ・2024年開催の第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会を見据え、全国規模の大会を開催するにふさわしい施設
- ・すべての人が安全に安心してスポーツや文化の「する」「みる」「支える」に参画することができる、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、誰もが使いやすい施設

(ウ)目指す姿

- a 競技スポーツだけでなく、生涯スポーツや健康づくりの拠点
 - ・国体・全国障害者スポーツ大会など全国規模の大会を開催するにふさわしい施設
 - ・滋賀のスポーツのレガシーを継承する、次世代に夢と希望を与えられる施設
 - ・気軽に運動を行うことができる施設
 - ・県民がスポーツに親しむことができる場
 - ・周辺施設等との連携により県民の健康づくりに貢献する施設
- b 大学をはじめとする周辺施設・機関と連携した全県への機能発揮
 - ・大学をはじめとする周辺施設等との効果的な連携を行う施設
- c すべての人に利用しやすく、交流できる場の創出
 - ・すべての人々が安全で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設
 - ・気軽に運動を行うことができる施設
 - ・レストランなど多くの人が利用する施設の設置
- d 多機能、多目的な利用への対応
 - ・手軽な運動や防災拠点など多目的に活用できる施設
 - ・医科学的な要素を含め、効果的なトレーニングを実施できる施設
 - ・コンベンション会場やスポーツ興行の利用を想定した快適で使いやすい施設
 - ・柔軟で多様な利用ができる施設
- e 緑豊かな環境の活用
 - ・景観に配慮した施設
- f 整備・運営への民間活力の導入
 - ・民間活力による効率的、効果的な施設整備
 - ・コンベンションなど大規模なイベント利用のしやすさを追求した施設

カ 本施設の導入機能等

本施設の導入機能等は以下のとおりとする。なお、本施設は体育館および自由提案施設で構成され、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する公の施設として県民の利用に供する。本施設は公の施設であることから、選定事業者は地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として、本施設の維持管理業務および運営業務を実施する。

なお、指定管理者の指定に当たっては、事前に関連条例の整備（議会の議決を必要とする）等を行う予定である。

(ア) 体育館の導入機能

- a アリーナ関連の導入機能
- b トレーニング関連の導入機能
- c コミュニティ関連の導入機能
- d その他事務・管理に係る付帯施設関連の導入機能
- e ユニバーサルデザインへの配慮

(イ) 屋外施設の導入機能

- a 多目的広場等機能
- b 駐車場等機能
- c その他外構施設機能

(ウ) 利便施設機能

(エ) その他導入機能における配慮

- a 地域防災拠点としての役割への配慮
- b 景観への配慮
- c 省エネルギーへの配慮

(オ) 交通アクセスルートの改良

- a 新県立体育館敷地への進入レーンの設置
- b 大津市道（幹2153号）の線形改良
- c 都市計画道路 平野南笠線（3・3・12号）からのアクセス路の整備

キ 自由提案施設

自由提案施設は、選定事業者の自由提案により整備する施設とする。本事業の事業目的と合致し、本施設と一体で整備することにより、利用促進や利用者の健康保持増進、利便性向上等に寄与するもので、県の財政負担の軽減にも寄与するとともに、本事業の事業計画に過度の影響を与えない施設とする。

ただし、次の提案は認めない。

- ・ 選定事業者が本施設の一部を区分所有すること
- ・ 事業主体を別途設立して実施する独立採算事業等

ク 事業方式

選定事業者が本施設的设计、建設を行った後、県に所有権を移転し、事業期間終了までの間、本施設の維持管理・運営を行う方式（BTO：Build-Transfer-Operate方式）とする。

ケ 事業期間

本事業における事業期間は、事業契約締結日の翌日から2037年3月末日までとする。

- (ア) 設計・建設期間 2019年10月から2022年9月末日
- (イ) 開業準備期間 2022年10月1日から2022年11月末日
- (ウ) 供用開始年月日 2022年12月1日
- (エ) 維持管理・運営期間 2022年12月から2037年3月末日まで（14年4カ月）

コ 事業範囲

選定事業者の業務は次のとおりである。なお、業務内容の詳細については、業務要求水準書(案)を参照すること。

a 設計・建設段階

選定事業者は、事業契約の締結から本施設の引渡しまでの間、次の業務を実施する。

(a) 施設整備業務

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 着工前業務
- ・ 建設期間中業務
- ・ 完工後業務
- ・ 開業準備計画書の作成・提出

b 開業準備段階

選定事業者は、本施設の引渡しから供用開始までの間、次の業務を実施する。

(a) 開業準備業務

- ・ 業務報告書の作成・提出
- ・ 予約システム整備業務
- ・ 事前広報・利用受付業務
- ・ 開業準備期間中の維持管理業務

c 維持管理・運営段階

選定事業者は、供用開始から事業期間の終了までの間、次の業務を実施する。

(a) 維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 備品等保守管理業務
- ・ 外構施設保守管理業務
- ・ 構内除雪業務
- ・ 修繕・更新業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 植栽管理業務

- ・ 警備業務

(b) 運営業務

- ・ 総合管理・運営業務
- ・ 利用受付業務（受付、案内、料金收受等）
- ・ 大学をはじめとする周辺機関との連携業務
- ・ トレーニング室・体力測定室運営業務
- ・ 広報・情報発信業務
- ・ 駐車場・駐輪場管理運営業務
- ・ 利便施設運営業務
- ・ 自由提案事業
- ・ 事業期間終了時の引継業務

サ 施設の利用形態

本事業における施設の利用形態として、専用利用および個人利用を想定している。利用形態の詳細や申込方法、利用料金設定の考え方等は、業務要求水準書（案）を参照すること。

シ 施設の利用許可等に関する基準について

本事業における施設の利用の許可や制限等の詳細は、本施設の設置および管理に関する条例および同条例施行規則に定める予定である。

ス 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、次のとおりである。

(ア) 県が支払うサービス対価

県は、選定事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者が提供したサービスの対価としてサービス購入料を支払う。

サービス購入料の構成は次のとおりである。

a 設計・建設の対価

本施設の設計・建設に要する費用について、選定事業者の提案金額を基に県と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額を、割賦方式により支払う。

b 開業準備の対価

本施設の開業準備に要する費用について、選定事業者の提案金額を基に県と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額を、一括方式により支払う。

c 維持管理・運営の対価

本施設の維持管理・運営に要する費用のうち、光熱水費を除く部分について、選定事業者の提案金額を基に県と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額を、県への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払う。

d 維持管理・運営に要する光熱水費

本施設の維持管理・運営に要する費用のうち、光熱水費に相当する額について、選定事業者の提案金額を基に県と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額を、県への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払う。

(1) 利用者から得る収入

a 利用者から得る利用料金収入

施設・設備に係る利用料金である。

県は、選定事業者を本施設の指定管理者に指定し、利用料金は直接、選定事業者の収入とすることを想定している。その場合の利用料金については、県が提示した考え方を満たすことを条件として、選定事業者が提案した料金体系をもとに県が条例で定めることを想定している。

b 受講料収入

大学をはじめとする周辺機関との連携業務等の受講者から得る収入である。

c 利便施設により得られる収入

利便施設の運営により得る収入である。

d 自由提案事業により得られる収入

自由提案事業の実施により得る収入である（ネーミングライツを除く）。

セ 本事業の実施に関して遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、関係法令、条例等を遵守すること。なお、本事業の実施に関して遵守すべき関係法令、条例等は業務要求水準書（案）のとおりとする。

(2) 特定事業の選定および公表に関する事項

ア 選定基準

県は、本事業をPFI事業として実施することで、従来方式（公設民営方式）と比較し、事業期間を通じた県の財政負担の縮減が期待できる場合、または県の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI法第7条に基づき本事業を特定事業に選定する。

イ 選定方法

県の財政負担額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

公共サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

ウ 選定手順

県は、次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- (ア) コスト算出による定量的評価
- (イ) 事業者に移転されるリスクの検討
- (ウ) P F I 事業として本事業を実施することの定性的評価
- (エ) 上記の結果を踏まえた総合的評価

エ 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を評価内容と併せて速やかに県ホームページ等で公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき特定事業として選定しないこととした場合も、同様に公表する。

2 民間事業者の募集および選定に関する事項

(1) 事業者選定に関する基本的事項

ア 基本的な考え方

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、事業者の効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、事業者の選定にあたっては、県の負担額、提案されるサービス内容をはじめ、設計内容、維持管理・運営能力、資金調達能力および地域経済の活性化への配慮等を総合的に評価することとする。

イ 選定の方法

本事業における事業者の募集および落札者の選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札により行うものとする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

ウ 選定委員会の設置

県は、落札者選定にあたり学識経験者等で構成される「滋賀県県民生活部PFI事業者等選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

なお、選定委員会の委員については、以下のとおりとし、審査の公平性を確保し、適切な事業者の選定を図るため、選定委員に対して、接触を禁止する。

（委員の順序は五十音順で掲載）

区分	氏名（敬称略）	分野/所属機関（団体）名
委員長	植田 和男	PFI/特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会
委員	太田 千恵子	障害者スポーツ（関係団体）/滋賀県障害者スポーツ協会
委員	菊池 健太郎	会計/菊池健太郎公認会計士事務所
委員	中嶋 節子	建築/京都大学大学院人間・環境学研究科
委員	西川 真美子	法律/すみれ法律事務所
委員	水野 靖枝	施設利用者/滋賀県中学バレーボール連盟
委員	横山 勝彦	スポーツ政策/同志社大学スポーツ健康科学部
委員	横山 幸司	公民連携・社会教育/滋賀大学社会連携研究センター

エ 審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

なお、提案の評価基準、提案書の提出方法、提出時期および提出書類の詳細等については、入札公告時に明らかにする。

(7) 資格審査

入札参加者に、参加表明書、資格審査に必要な書類の提出を求める。

(4) 提案審査

資格審査通過者に対し、本事業に関する提案内容を記載した提案書の提出を求める。

オ 入札の中止等

競売入札妨害または談合行為の疑い、不正または不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、または競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告または入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

カ 落札者を選定しない場合

事業者の募集および落札者の選定の過程において、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者も県の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により本事業をPFI事業として実施することが適当でない判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(2) 募集および選定に係る想定スケジュール

事業者の募集および落札者の選定は、次のスケジュールにより行うことを想定している。

スケジュールは今後変更する可能性がある。

2018年2月19日	実施方針および業務要求水準書（案）の公表
2018年3月5日	実施方針および業務要求水準書（案）に関する説明会の開催
2018年3月5日から 3月23日まで	実施方針および業務要求水準書（案）に関する質問および意見の受付
2018年4月	実施方針および業務要求水準書（案）に関する質問および意見への回答の公表
2018年6月	特定事業の選定および公表
2018年9月	入札公告（入札説明書等の公表）
2018年9月	入札説明書等に関する説明会の開催
2018年10月	入札説明書等に関する質問の受付締切
2018年11月	入札説明書等に関する質問への回答の公表
2018年12月	参加表明書（資格確認申請書を含む）の受付締切
2019年1月	資格確認通知書の発送
2019年2月	競争的対話の実施（予定）
2019年4月	入札提出書類（提案書）の提出締切
2019年6月	落札者の決定および公表

2019年6月	基本協定の締結
2019年7月	仮契約の締結
2019年10月	本契約の締結

(3) 募集および選定手続き等

ア 実施方針および業務要求水準書（案）の公表（ ）

本事業の実施方針および業務要求水準書（案）（以下、「実施方針等」という。）を県ホームページ等で公表する。

イ 実施方針等に関する説明会の開催（ ）

実施方針等の内容について、次のとおり説明会を開催する。

(ア) 開催日時

2018年3月5日（月） 10時から11時まで

(イ) 開催場所

滋賀県庁 北新館 3階 中会議室（滋賀県大津市京町4丁目1番1号）

(ウ) 参加者

本事業への参加を希望する民間事業者とし、1事業者につき2名までとする。

(エ) 申込方法

「実施方針等説明会 参加申込書」（様式第1号）をE-mail（文書形式はMicrosoft-Wordとする）で申し込むこと。また、件名に「説明会申込書」と表記すること。

なお、送信後、速やかに電話等で当該E-mailの着信確認を行うこと。

(オ) 申込先

滋賀県県民生活部スポーツ局施設係

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

電 話：077-528-3372

F A X：077-528-4841

E-mail：shin-taiikukan@pref.shiga.lg.jp

(カ) 申込期限

2018年3月1日（木）17時15分まで（必着）

(キ) 留意事項

説明会当日は、実施方針等は配付しないので、県ホームページからダウンロードして持参すること。

ウ 実施方針等に関する質問および意見の受付、回答の公表（ ）

実施方針等に記載した内容に関する質問および意見を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

2018年3月5日（月）から3月23日（金）17時15分まで（必着）

(イ) 提出方法

質問および意見の内容を簡潔にまとめ、「実施方針等に関する質問書」（様式第2号）または「実施方針等に関する意見書」（様式第3号）に必要事項を記入の上、E-mailで提出すること（文書形式はMicrosoft-Excelとする）。また、「実施方針等に関する質問書」には件名に「実施方針質問」、「実施方針等に関する意見書」には件名に「実施方針意見」と表記すること。なお、質問と意見の両方を提出する場合は、それぞれ別のメールで提出すること。

なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該E-mailの着信確認を行うこと。

(ウ) 提出先

滋賀県県民生活部スポーツ局施設係

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

電 話：077-528-3372

F A X：077-528-4841

E-mail：shin-taiikukan@pref.shiga.lg.jp

(I) 回答の公表

質問および意見に対する回答は県ホームページで一括して公表する。ただし、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない場合がある。なお、質問者等から提出のあった質問および意見のうち、県が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

(オ) 実施方針等の変更

県は質問および意見の内容を考慮して、実施方針等の内容を変更する場合がある。変更を行った場合は、県ホームページ等で公表する。

エ 特定事業の選定および公表（ ）

実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められる場合、PFI法第7条に基づき、本事業を特定事業として選定し公表する。

オ 入札公告（入札説明書等の公表）（ ）

入札公告に併せて、入札説明書および付属資料（業務要求水準書、基本協定書案、事業契約書案、落札者決定基準、様式集等）（以下、「入札説明書等」という。）を県ホームページ等で公表する。

カ 入札説明書等に関する説明会の開催（予定）（ ）

入札説明書等の内容について、説明会を開催する。

また、説明会の開催に合わせて、現地見学会の開催を予定している。

なお、説明会および現地見学会の日程等については入札公告時に提示する。

キ 入札説明書等に関する質問の受付、回答の公表（ ・ ）

入札説明書等に記載した内容に関する質問を受け付け、回答を県ホームページで一括して公表する。なお、質問の提出方法の詳細は入札公告時に提示する。

ク 参加表明書（資格確認申請書を含む）の受付、資格確認通知書の発送（ ・ ）

入札参加希望者は、参加表明書（資格確認申請書を含む。）を提出すること。資格確認の結果は、入札参加希望者（代表企業）に対して資格確認通知書の発送により通知する。

なお、提出方法の詳細は入札公告時に提示する。

ケ 競争的対話の実施（予定）（ ）

県は、入札参加者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する入札参加者の理解を深め、県の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、各入札参加者に対し、対面方式による対話の場を設けることを予定している。

具体的な実施方法等は入札公告時に提示する。

コ 入札提出書類（提案書）の提出（ ）

入札参加者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提出書類（提案書）を提出する。提出方法の詳細は入札公告時に提示する。

カ 落札者の決定および公表（ ）

選定委員会において入札参加者からの提案書の審査・検討を行う。県は、選定委員会の結果を踏まえ、サービスの質や地域経済の活性化への配慮等について総合的に評価を行ったうえで落札者を決定する。

なお、結果については入札参加者に通知するとともに、県ホームページ等で公表する。

シ 基本協定の締結、仮契約の締結（ ・ ）

県は、落札者と基本協定を締結し、落札者の構成員により設立される特別目的会社（SPC）と仮契約を締結する。

ス 本契約の締結（ ）

仮契約は、県議会の議決を経たときに本契約となる。

(4) 入札参加者の備えるべき参加資格要件

ア 入札参加者の構成等

(ア) 入札参加者の構成

- a 入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者、

維持管理業務に当たる者および運營業務に当たる者を含むグループであること。

b 入札参加者のうち、SPCに出資を予定している者を「構成員」とし、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。

(イ) 構成員・協力企業・代表企業の選定

入札参加者は、参加表明時に構成員または協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。また、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が必ず参加表明書の提出および入札手続きを行うこと。

(ウ) 複数業務の禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げないが、建設業務と工事監理業務および維持管理業務と運營業務については、同一の者、または資本面もしくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。

「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

(イ) 複数提案の禁止

入札参加者の構成員、協力企業およびこれらの企業と資本面もしくは人事面において関係のある者は、他の入札参加者の構成員および協力企業になることはできない。

イ 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員および協力企業は、次の入札参加資格要件を満たすこと。

(ア) 入札参加者の参加資格要件（共通）

- a PFI法第9条の各号のいずれにも該当しない者であること。
- b 入札参加者に必要な資格等（別途告示予定）に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- c 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- d 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(a)から(e)までのいずれかに該当する者でないこと。
 - (a) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - (b) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - (c) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - (d) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - (e) 銀行取引停止処分がなされている者
- e 法人税、消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- f 滋賀県物品関係入札参加停止基準、滋賀県建設工事等入札参加停止基準および滋賀県庁舎等管理業務委託関係入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

- g 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号に該当する者でないこと。
- h 県が本事業について、アドバイザー業務を委託している以下の者ならびに同社の子会社もしくは親会社である者でないこと。
 - ・ みずほ総合研究所株式会社
 - ・ みずほ総合研究所株式会社が本アドバイザー業務の一部を委託している株式会社ニュージエック、株式会社しがぎん経済文化センターおよび西村あさひ法律事務所
- i 選定委員会の委員が属する企業またはその企業と資本面または人事面において関連のある者が参加していないこと。

(イ) 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者、維持管理業務に当たる者および運営業務に当たる者は、上記(ア)の要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

a 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は構成員または協力企業とし、(a)～(b)の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は(a)～(b)の要件を満たし、他の者は(a)の要件を満たすこと。

(a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(b) 2008年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した設計業務で、延べ面積5,000㎡以上（建物1棟（複合建築物にあつては、体育館の部分に限る。）における延べ面積とし、改築、増築にあつては当該部分とする。）かつ主たる体育室の競技床面積1,000㎡以上の体育館の実施設計実績（元請に限る。）を有していること。

b 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は構成員または協力企業とし、(a)～(e)の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は(a)～(e)の要件を満たし、他の者は(a)および(f)の要件を満たすこと。

(a) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を有していること。

(b) 上記(a)の建設工事の種類として建築一式を有していること。

(c) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新のものに限る。）における建築一式工事に係る総合評定値が1,500点以上であること。

(d) 2008年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完成した新築、改築または増築工事のいずれかで、延べ面積5,000㎡以上（建物1棟（複合建築物にあつては、体育館の部分に限る。）における延べ面積とし、改築、増築にあつては当該部分とする。）かつ主たる体育室の競技床面積1,000㎡以上の体育館の施工実績（元請に限る。）を有していること。共同企業

体の構成員としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

- (e) 本件工事に係る建設業法第26第2項に規定する監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。なお、恒常的な雇用関係とは参加表明書の提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。）を専任で配置することができること。また、配置技術者の変更は原則として認めない。
- (f) 上記(a)の建設工事の種類に応じて建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新ののものに限る。）における総合評定値がそれぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評定値
建築一式工事	900点以上
電気工事	790点以上
管工事	810点以上

c 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は構成員または協力企業とし、(a)～(b)の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は(a)～(b)の要件を満たし、他の者は(a)の要件を満たすこと。

- (a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 2008年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した工事監理業務で、延べ面積5,000㎡以上（建物1棟（複合建築物にあっては、体育館の部分に限る。）における延べ面積とし、改築、増築にあっては当該部分とする。）かつ主たる体育室の競技床面積1,000㎡以上の体育館の工事監理実績（元請に限る。）を有していること。

d 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は構成員または協力企業とし、(a)の要件を満たすこと。

- (a) 2008年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に体育館に関する1年以上の維持管理実績を有していること。なお、維持管理業務に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

e 運営業務に当たる者

運営業務に当たる者は構成員または協力企業とし、(a)の要件を満たすこと。

- (a) 2008年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に体育館に関する1年以上の運営実績を有していること。なお、運営業務に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

ウ 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

エ 参加資格の喪失

- (ア) 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員または協力企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、入札参加資格等を確認の上、県が認めた場合は、入札に参加できるものとする。
- (イ) 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および設立予定のＳＰＣの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- (ロ) 落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成員または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および設立予定のＳＰＣの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- (ハ) 基本協定締結日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間、選定事業者（落札者）の構成員または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は選定事業者（落札者）と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は選定事業者（落札者）に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該選定事業者（落札者）が、参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および設立予定のＳＰＣの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該選定事業者（落札者）と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

オ 提案書類の取扱い

(ア) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、県は、本事業の公表およびその他県が必要と認める場合、落札者の提案書の一部または全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

カ S P C との契約手続き

(ア) 契約手続き

県は落札者と協議を行い、基本協定を締結する。落札者は基本協定に従い、特定事業仮契約締結までに本事業を実施する S P C を設立し、県は S P C と事業契約を締結する。

落札者決定日の翌日から事業契約締結までの間、落札者が基本協定を締結しないもしくは選定事業者が事業契約を締結しない場合には、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による事業契約締結の手続きを行う場合がある。

(イ) S P C の設立等の要件

落札者は、本事業を実施するため、特定事業仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社として本事業を運営するにあたり妥当な資本金を持った S P C を滋賀県内に設立すること。また、入札参加者の構成員による S P C への出資比率は2分の1を超えることとし、代表企業の S P C への出資比率は出資者中最大とすること。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで S P C の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

「出資比率」とは、株式会社の資本金額に対して、出資する金額の割合をいう。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、県と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務および運営業務の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスクおよび県と選定事業者の責任分担は、原則として「別紙 リスク分担表」のとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）で明らかにする。

(3) 県による事業の実施状況の監視（モニタリング）

県は、業務要求水準書で定めたサービス水準を選定事業者が順守していることを確認するため、本事業の実施状況、サービス水準についてモニタリングを行う。モニタリングに必要な費用は原則として県が負担することとするが、選定事業者自らが実施するモニタリングにかかる費用や県が実施するモニタリングに必要な書類の整備等については、選定事業者の責任および費用負担により行うこととする。

現段階におけるモニタリングの実施時期等は以下のとおりであり、モニタリング方法等の詳細については、入札公告時に提示する。

ア 設計段階

県は、設計中および設計の完了時に、選定事業者の設計内容が、業務要求水準書および事業契約で定める水準を満たしているか確認する。

イ 建設段階

県は、選定事業者による工事施工および工事監理の状況について、工事期間中、定期的に確認する。建設中および建設の完了時に、選定事業者により建設された本施設が業務要求水準書および事業契約で定める水準を満たしているか確認する。確認の結果、業務要求水準書および事業契約で定める水準を満たしていない場合には、県は補修または改造を求めることができる。また、選定事業者の経営状況および財務状況について、定期的に報告を求め確認する。

なお、詳細なモニタリングの方法および内容等については、入札説明書等で明らかにする。

ウ 維持管理・運営段階

県は、選定事業者の行う維持管理業務および運営業務が、業務要求水準書および事業契約で定める水準を満たしているか確認する。また、選定事業者の経営状況および財務状況について、定期的に報告を求め、確認を行う。

エ モニタリングの結果に対する対応

県によるモニタリングの結果、選定事業者が実施する業務が事業契約に定める県の要求水準を満たしていないと判明した場合は、県は選定事業者に業務内容の速やかな改善を求めるとともに、業務の未達成に応じてサービス購入料の減額、契約解除等を行うこととする。選定事業者は県の改善勧告に対し、自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

(4) 事業終了後の措置

県は、事業期間終了後も本施設を継続して「公の施設」として供する予定である。選定事業者は、事業期間終了時に本施設を県の定める要求水準を満足する状態で、県に引継ぐものとする。

4 公共施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項

(1) 立地条件

所在地	滋賀県大津市上田上中野町地先（びわこ文化公園都市内）
現況	森林
敷地面積等	約11haおよび新設する東側アクセス道路
敷地所有者	滋賀県
地域地区	近隣商業地域（指定建ぺい率80%/容積率200%） 第六種高度地区（高さ31m以下）
その他	丘陵地景観地域（南郷・瀬田丘陵地区）（景観法） 砂防指定地（砂防法） 屋外広告物禁止地域（屋外広告物法） 宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法） 地域森林計画の対象（森林法） 隠小谷遺跡に一部が該当（文化財保護法）
交通アクセス	JR東海道本線 瀬田駅より約4km（バスで約15分）

(2) 施設構成の概要

体育館の主な概要は、次のとおりである。

メインアリーナ	アリーナ面積：2,760 m ² 以上、観客席：5,000 席以上
サブアリーナ	アリーナ面積：1,161 m ² 以上、観客席：200 席以上
スポーツ活動諸室	多目的室、トレーニング室、スポーツ・体力測定室
その他諸室	事務室（施設管理室）、応接室（来賓室）、医務室、放送・音響・調光室、キッズルーム・授乳室、競技団体交流室、レストラン・カフェ等

5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、県と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置によることとする。

(2) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、大津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

選定事業者が実施する業務が事業契約に定める県の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、県は選定事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に定める事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法に従う。

(3) 金融機関（融資団）と県の協議

県は、本事業の安定的な継続を担保するため、一定の重要事項について、選定事業者に資金を融資する金融機関等の融資団と協議を行い、以下の事項を含む直接協定を締結することがある。

ア 金融機関等による報告

金融機関等の融資団が自身の保有する選定事業者に対する債権回収・保全の状態および選定事業者の財務状況に関する情報を県に報告する義務

イ 県による通知

債務不履行事由その他事業契約の解除・終了事由を県が認識した場合に県が金融機関等の融資団に通知する義務

ウ 対応の協議

事業契約の解除・終了事由が発生した場合に県と金融機関等の融資団が対応を協議する義務

7 法制上および税制上の措置ならびに財政上および金融上の支援に関する事項

(1) 法制上および税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上または税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

(2) 財政上および金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上および金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとする。

(3) その他の支援に関する事項

県は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

事業契約に関する議決については、2019年に開かれる県議会の9月定例会議に提出する予定である。

(2) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 情報公開および情報提供

本事業に関する情報は、適宜、県ホームページに公表する。

(4) 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

(5) 問合せ先

滋賀県県民生活部スポーツ局施設係

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

電 話：077-528-3372

F A X：077-528-4841

E-mail：shin-taiikukan@pref.shiga.lg.jp

別紙 リスク分担保表

本リスク分担保表は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細については、事業契約書（案）で明らかにする。なお、事業契約書（案）と重複する箇所については事業契約書（案）の規定が優先する。

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		備考
			県	選定事業者	
共通に関連するリスク					
1	入札リスク	入札説明書の誤り、入札手続きの誤りに関するリスク			
2	契約締結リスク	契約が締結できないまたは契約手続きに時間がかかる場合のリスク			1
3	資金調達リスク	県が資金を確保できないことによる支払の遅延不能のリスク 選定事業者が必要とする資金を確保できないリスク			
4	政策リスク	政治上の理由ないし政策変更により、事業内容が変更ないし中止となるリスク			
5	法令変更リスク	本事業に直接関係する法令（税制度を除く。）の変更、新設に伴うリスク 上記以外の法令（税制度を除く。）の変更			
6	税制変更リスク	消費税率の変更、資産保有等に係る税制度変更、新税の設立に伴うリスク 選定事業者の利益に課せられる税制度の変更（例：法人税率の変更）、新税の設立に伴うリスク			
7	許認可取得リスク	県の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク 選定事業者の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク			
8	住民対応リスク	本事業を行政サービスとして実施することおよび県からの提示条件（自由提案施設を除く。）に起因するもの 上記以外の選定事業者が行う業務に起因するもの			
9	第三者賠償リスク	県の責めに帰すべき事由による第三者への損害によるもの 選定事業者の責めに帰すべき事由による第三者への損害によるもの			
10	環境リスク	県が行う業務による環境の悪化によるもの 選定事業者が行う業務による環境の悪化によるもの			
11	債務不履行リスク	県の責に帰すべき事由による債務不履行 選定事業者の責に帰すべき事由による債務不履行			

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		備考
			県	選定事業者	
12	不可抗力リスク	戦争、暴動、天災等による事業の延期・中止・変更および費用の増加			2
13	金利変動リスク	基準金利確定日までの金利変動リスク			
		基準金利確定日以降の金利変動リスク			
14	要求水準未達リスク	事業期間中、要求水準を満たせないリスク			
15	要求水準変更リスク	要求水準の変更に伴うリスク			
16	情報漏洩紛失流出リスク	県の責に帰すべき事由による重要な情報が漏洩紛失するリスク			
		選定事業者の責に帰すべき事由による重要な情報が漏洩紛失するリスク			
17	法令違反リスク	県の責に帰すべき事由により法令違反を犯したことによるリスク			
		選定事業者の責に帰すべき事由により法令違反を犯したリスク			
18	虚偽報告隠匿リスク	重大な虚偽報告もしくは情報の隠匿が発生するリスク			
19	地盤沈下リスク	県の責に帰すべき事由による地盤の沈下に伴う建設工事費の増大			
		選定事業者の責に帰すべき事由による地盤の沈下に伴う建設工事費の増大			
20	用地未確保リスク	事業期間中、県が事業用地を確保できないリスク			
調査設計・建設段階におけるリスク					
21	用地の瑕疵リスク	県が提示した資料等により通常予測可能な用地の瑕疵に関するリスク			
		上記以外の予測できない用地の瑕疵に関するリスク			
22	測量・調査リスク	県が提示した測量・調査資料に誤りがあったことに起因するリスク			
		上記以外の測量調査に起因するリスク			
23	設計リスク	県の指示による設計変更、設計の不備によるリスク			
		上記以外による設計リスク			
24	工事監理リスク	工事監理の不備による事業の中断遅延や必要となる費用の超過等			
25	工事費増大リスク	県の指示による工事費の増大			
		上記以外の工事費の増大			
26	工事遅延リスク	県の責に帰すべき事由による工事遅延に伴うリスク			
		事業者の責に帰すべき事由による工事遅延に伴うリスク			

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		備考	
			県	選定事業者		
	27	物価変動リスク	調査設計・建設期間中の物価変動に関するリスク			3
	28	引渡し前損害リスク	工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事材料または建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害			
維持管理・運営段階におけるリスク						
	29	支払遅延不能リスク	県の責に帰すべき事由による対価の支払いの遅延、不能のリスク			
	30	委託先経営破たんリスク	業務委託先の経営破たんに伴うリスク			
	31	委託先変更リスク	業務委託先の変更に伴うリスク			
	32	施設の瑕疵リスク	事業契約に規定する瑕疵担保期間中に見つかった施設の瑕疵に関するリスク			
			事業契約に規定する瑕疵担保期間後に見つかった施設の瑕疵に関するリスク			
	33	施設設備機器劣化リスク	選定事業者の責に帰すべき事由（適切な維持管理、業務を怠ったこと等）による施設設備機器の劣化に関するリスク			
			上記以外の事由による施設の劣化に関するリスク			
	34	維持管理・運営費の変動リスク	県の事由による事業内容等の変更等による維持管理・運営費の変動リスク			
			上記以外の事由による（物価変動を除く）維持管理・運営費の変動リスク			
	35	施設損傷リスク	県の事由による事故・火災等による施設損傷に関するリスク			
			選定事業者の事由による事故・火災等による施設損傷に関するリスク			
	36	需要変動リスク	県の事由による事業内容の変更等に伴う需要変動についての維持管理・運営費の変動リスク			
			上記以外の事由に関する変動リスク			
	37	人材確保リスク	業務に必要とされる人材が確保できないリスク			
	38	物価変動リスク	維持管理・運営期間中の物価変動に関するリスク			4
	39	什器・備品管理リスク	維持管理・運営業務に関する什器・備品等の破損・紛失・盗難のリスク			
	40	備品更新リスク	維持管理・運営業務に関する什器・備品等の破損・紛失・盗難のリスク			
	41	修繕リスク	経年劣化により必要となる修繕のリスク			

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		備考
			県	選定事業者	
42	光熱水費の変動リスク	自由提案事業で使用する光熱水費の変動リスク			
		上記以外の光熱水費の変動リスク（物価変動を除く）			5
43	利用者トラブルリスク	利用者からの苦情（県の施策・方針に関するものを除く。）、利用者間のトラブル等			
44	自主事業実施リスク	自主事業の実施に伴うもの			
事業終了段階におけるリスク					
45	事業終了時手続リスク	事業終了に伴う諸費用（施設移管手続き・SPCの清算手続きに伴う費用等）			

- 1 契約が締結できないまたは契約手続きに時間がかかる場合、本事業に要した県および選定事業者の費用等は県および選定事業者各々の負担とする。
- 2 一定の金額以下は選定事業者負担、それを超える場合は県負担とする予定である。
- 3 一定範囲を超える物価変動については、見直すことも含め検討している。
- 4 一定範囲を超える物価変動については、見直すことも含め検討している。
- 5 光熱水の使用量の増減については、見直すことも含め検討している。

(様式第1号)

平成 年 月 日

実施方針等説明会参加申込書

新県立体育館整備事業に係る実施方針等の説明会への参加を申し込みます。

事業者名	
業種	設計・建設・維持管理・運営・金融・その他()
参加希望人数	
参加者所属/氏名	

1事業者当たり、参加希望人数は2名までとしてください。

(担当者連絡先)

所 属

氏 名

所 在 地

電 話 番 号

F A X 番 号

E - M A I L

(様式第2号)

平成 年 月 日

実施方針等に関する質問書

新潟立体育館整備事業に係る実施方針等に関する質問書を提出します。

企業名	
所在地	
所属 / 担当者名	
電話 / FAX	
メールアドレス	

資料番号・資料名	(記入例) 実施方針
----------	------------

NO	タイトル	該当箇所						質問
		頁		()	カナ	(か)	英字	
例		1	1	(1)	ア	(ア)	a	
1								
2								
3								
4								
5								

注1 質問する資料ごとに本様式を作成してください。

注2 資料名には、実施方針および業務要求水準書(案)の該当する資料名称と番号を記入してください。

注3 タイトル欄は該当資料の該当箇所のタイトルを記入してください。

注4 該当箇所欄の記入に当たっては、数値、記号は半角小文字で記入してください。

注5 行が不足する場合には、適宜増やしてください。

注6 実施方針等の該当箇所の順番に並べてください。

(様式第3号)

平成 年 月 日

実施方針等に関する意見書

新県立体育館整備事業に係る実施方針等に関する意見書を提出します。

企業名	
所在地	
所属 / 担当者名	
電話 / FAX	
メールアドレス	

資料番号・資料名	(記入例) 実施方針
----------	------------

NO	タイトル	該当箇所						意見
		頁		()	カナ	(か)	英字	
例		1	1	(1)	ア	(ア)	a	
1								
2								
3								
4								
5								

注1 意見する資料ごとに本様式を作成してください。

注2 資料名には、実施方針および業務要求水準書(案)の該当する資料名称と番号を記入してください。

注3 タイトル欄は該当資料の該当箇所のタイトルを記入してください。

注4 該当箇所欄の記入に当たっては、数値、記号は半角小文字で記入してください。

注5 行が不足する場合には、適宜増やしてください。

注6 実施方針等の該当箇所の順番に並べてください。